

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止		
担当部局	警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課		
評価実施時期	平成24年2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>縄張は、指定暴力団員の不当な資金獲得活動を容易にする基盤そのものであり、その維持は指定暴力団員からの上納金を資金源とする指定暴力団の組織としての不正権益の消長にも関わる問題であることから、指定暴力団員が縄張内の営業者のために用心棒行為等を行う場合には、違法な行為を敢行してでもこれを貫徹しようとする動機が強く働くものと考えられ、そのような用心棒行為等は、本質的に違法な行為に発展する危険性を有するものであるところ、指定暴力団員は、その縄張内の営業者のために用心棒行為等の一定の行為を行うに際して現に多数の違法な行為を敢行し、これにより一般市民に危害が生じている実態がみられる。</p> <p>こうした状況に対処するため、指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等を行うことやその約束をすることを禁止するとともに、営業者等が指定暴力団員に対して用心棒行為等を行うことを要求等することを禁止することとする。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	現行の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関連条項はない。	
想定される代替案	指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求等に対し、指導・警告等により対処する。		
規制の費用	各要素の費用		代替案の場合
	(遵守費用)	規制を受けることとなる指定暴力団員は縄張内で営業を営む者のために用心棒行為等を行うことができなくなり、また、営業者等は指定暴力団員に対し用心棒行為等を行うことを要求すること等ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。	指導・警告等を受けた指定暴力団員等は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。
	(行政費用)	都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。	通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。
	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は想定されない。	その他の社会的費用は想定されない。
規制の便益	各要素の便益		代替案の場合
	罰則を担保とした命令により用心棒行為等に伴う違法な行為が抑止され、これにより国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止することができるとともに、指定暴力団員による縄張の維持を防ぎ、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと考えられる。		暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であり、また、指定暴力団員に対し用心棒行為等を行うことを要求等する営業者等は暴力団と極めて近い関係にある者であると考えられるところ、任意手段である指導・警告等では、指定暴力団員による用心棒行為等及び営業者等による用心棒行為等の要求等が十分に抑止されるとはいえない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が用心棒行為等に伴う違法な行為が抑止され、これにより国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止することができるとともに、指定暴力団員による縄張の維持を防ぎ、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。		

有識者の見解その他関連事項	平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」(座長:川端博明治大学法科大学院教授)において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。
レビューを行う時期又は条件	改正法の施行後、規制の適用状況及び用心棒行為等に伴う違法な行為の実態等を勘案し、本規制によってもなお用心棒行為等に伴う違法な行為の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。
備考	